

2025年9月定例会 本会議会派質疑と当局答弁

2025年9月11日(木) 14:00



◎荒川徹議員の会派質疑(60分)

1. 2024年度決算について
2. 物価高騰への本市の対策について
3. 自然災害防止対策と被害の復旧についての本市の支援について
4. 市内医療機関への支援について
5. 地球温暖化防止の取り組み等、本市の環境行政について
6. 下関北九州道路について
7. 非核平和都市宣言を踏まえた本市の取り組みについて
8. 土壌汚染防止法を補完する本市の取り組みについて
9. 北九州市文化財保護条例の改正について

荒川徹議員への答弁と再質問 ※音声をもとに党市会議員団で要約したものです

- 市長
- 政策局長
- 財政変革局長
- 上下水道局長
- 環境局長
- 保健福祉局長
- 都市戦略局長
- 危機管理監
- 都市ブランド創造局長
- 荒川議員
- 環境局長
- 荒川議員
- 環境局長
- 荒川議員
- 都市ブランド創造局長
- 荒川議員

■都市ブランド創造局長

○荒川議員

■財政変革局長

○荒川議員

■危機管理監

○荒川議員

荒川徹議員の会派質疑

日本共産党の荒川徹です。会派を代表して質疑を行います。

今議会に提案された本市 2024 年度決算は、昨年 3 月策定の本市新ビジョンにもとづく市政運営の初年度の結果を示すものであり、今議会には、その審査を通じて市政の現状を検証することが課せられています。

わが党は、「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の本旨に立って、以下市長の見解を尋ねます。

■まず、2024 年度の決算について尋ねます。

一般会計の歳入では、市税収入が個人市民税の定額減税の影響により対前年度比 9 億円減になったものの、定額減税等の減収補填として交付される地方特例交付金が増となり、実質的な市税収入は前年度より 40 億円増と堅調に推移しているとしています。

しかしながら、本市の市民一人当たりの個人市民税額は 6 万 8 千円で、新潟市とともに政令市中最低となっています。また、課税対象所得額は 147 万 5 千円で、これもまた政令市中最低という状況です。これらのデータは、武内市政のもとで依然として厳しい市民のくらしの現状を物語っています。

企業誘致と投資額の伸びが強調される一方、この間の負債総額 1,000 万円以上の市内企業の倒産は増加傾向にあり、地元中小企業の経営難も深刻であります。

そこで、新ビジョンで掲げている主要な成果指標について、特に市民のくらしと地元中小・零細業者の営業にかかる項目の最初の年度の進捗状況と、今後の見通しについて、見解を尋ねます。①

■次に、物価高騰への本市の対策について尋ねます。

この間の異常な物価高に加え、温暖化による猛暑、大雨等がもたらす災害が市民のくらしと地域経済に深刻な影響を及ぼしています。一方、7 月の毎月勤労統計調査によると、物価変動の影響を除いた実質賃金は前年同月比で 0.5%増加し、7 カ月ぶりのプラスになっていますが、極めて不十分であり、大幅な賃上げは喫緊の課題です。

本市は、2026 年度の国に対する提案で、長期化する物価高により厳しい状況にある市民生活・地域経済への対応として 3 項目の提案を行い、現状説明として令和 6 年の消費者

物価指数は 109.3 で、令和 3 年に比べて 9.6% 上昇しており、市民生活・地域経済への深刻な影響が続いているとしています。

そのようななかで戦われた 7 月の参議院選挙では、消費税問題が主要な争点の一つとなり、ほとんどの野党が減税・廃止を公約しました。有権者は、消費税率維持の立場の自民党、公明党の与党を過半数割れに追い込むという厳しい審判をくだしました。当選者に対する朝日新聞と東大研究室の共同調査の結果、「消費税減税は当選者全体の 64%、自民でも 23%」であったとしています。これは、消費税の減税が民意であることを明確に示したものです。

これまで本市は、消費税減税について、「社会保障財源の確保という制度の根幹に関わること」であり、北九州市として国に求めることは考えていないと答弁してきました。

そこで、参議院選挙で示された消費税減税を求める明確な民意を踏まえ、改めて尋ねます。市民のくらしと生業を守るために、物価高騰に対する有効な対策として消費税を減税すること、及びフリーランスや零細業者に重たい税負担と煩雑な事務を強いているインボイスを廃止することを国に求めるべきではありませんか。答弁を求めます。②

次に、本市独自の物価高騰対策について尋ねます。2024 年度、本市が国の物価高騰対応重点支援地方創生交付金によって行った事業の決算は 162 億 8,800 万円となっています。その主な事業は、住民税非課税世帯や子育て世帯への給付金、市立学校給食費の保護者の軽減などです。そのうち、本市の一般財源は 7 億円にすぎません。

また、今年度の一般会計補正予算では、物価高騰対策として、来年 1 月から 3 月までの小学校 6 年生と中学校 3 年生の給食費を無償化する 1 億 7 千万円が計上されています。しかし対象となるのは合わせて約 12,000 人であり、効果は極めて限定的です。この間の異常な物価高騰に対し、広く効果が及ぶ対策という点では全く不十分です。

そこでわが党がかねてより求めてきた、一般財源からの繰り入れにより、大口契約者を除く下水道料金の一定期間の免除の提案について、どのように検討されたのか、答弁を求めます。

また、合わせて指定ごみ袋の無料化することも提案してきました。この提案に対する見解についても、改めて答弁を求めます。③

■次に、自然災害よるがけ崩れ、浸水被害の防止対策と復旧の取り組みについてです。

令和 3 年に本市の北九州市上下水道雨水対策基本方針が策定されていますが、地球温暖化により各地で毎年のようにゲリラ的な豪雨が発生しています。

8 月の大雨により、市内では住家の全壊 1 棟、一部損壊 3 棟、床上浸水 29 棟、床下浸水 36 棟、ガケ崩れ 26 か所など、大きな被害が発生しました。改めて被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。今議会には、道路、河川、公園、農地、林道等の復旧のための補正予算、6 億 1,000 万円が提案されています。

わが党は、2026 年度の予算編成にあたっての本市への提案で、市内の急傾斜地土砂災害警戒区域について、県に対し「急傾斜地崩壊対策事業」の対象要件、及び小規模急傾斜地の補助要件の緩和を求めるとともに、本市独自の対策を講じることを求めてきました。いっ

その取り組み強化が求められています。

一方、市民や事業者が所有している土地や家屋の被害に対しては、相談窓口が開かれ、見舞い金の支給などがあるものの、被害の状況によっては復旧に莫大な費用がかかります。そのための資金の融資制度はありますが、その利用は被災者にとって新たな負債を抱え込むこととなります。また、被害の補償をめぐるトラブルの解決も難題です。

そこで、災害対策の一環として、被害補償のための市の制度創設や、速やかな復旧のための関係者間の調整など、市としての横断的で、踏み込んだ対応が必要です。見解を尋ねます。④

■次に、7割が赤字経営と言われる医療機関への支援について尋ねます。

日本病院会など6つの病院団体が、2023年度の時点で会員を対象に行った調査で、半数を超える病院が赤字に陥っていたものが、2024年度の診療報酬改定の影響を調べるための緊急調査の結果、医業利益の赤字病院割合は69%まで増加、経常利益の赤字病院割合は61%まで増加したとしています。日本病院会は、病院の経営状況は経年的に悪化しているとして、「地域医療はもう崩壊寸前です」と危機感を露わにしています。

こうした状況は、市内の医療機関でも同様であり、市立病院群においても同様の状況ではないでしょうか。市内の医療機関の経営危機を回避することは、地域住民のいのちと健康を守る本市にとっても重要な課題であります。

そこで、独立行政法人化された市立病院を含め、市内医療機関の現状についての本市の認識と、支援策についての見解を尋ねます。⑤

■次に、環境行政について尋ねます。

まず、地球温暖化防止の対策として、温室効果ガスの削減対策についてです。

発表された2022年度の全国の温室効果ガス排出量は、前年度より2.7%減の11億1千5百87万8千トンでした。一方、本市の温室効果ガス発生量は1千4百11万2千トンで、前年度より2.2%増加しています。そのうち、二酸化炭素排出量は、家庭部門で29.6%、業務部門で12.5%それぞれ増加しています。ただし、排出量が最大である産業部門は0.1%のマイナスとはいえ、800万トンを超えており、市全体の6割近くを占めています。この分野での排出削減が決定的に重要です。

年々大量に発生する二酸化炭素によって大気中の濃度が上がり続けており、環境省は2024年の観測速報で、地球全体の二酸化炭素濃度の年増加量が過去14年間で最大になったと発表しました。

本市は、地球温暖化対策実行計画の改定に向け、環境審議会に諮問していますが、審議会での審議と並行して、温室効果ガス削減に向けた取り組みを加速させるべきです。

そこで、本市で排出量が最大となっている産業部門をはじめ、排出削減のための昨年度の取り組みと、削減効果について本市の見解を尋ねます。⑥

■次に、下関・北九州道路について尋ねます。

昨年度、同事業に係る調査費として1,200万円が支出されました。本市は、今年度中の

都市計画決定をめざしているとしています。一方、先月開かれた「整備促進大会」では、「効果的な整備手法」について、これまでの「検討すること」から、「決定すること」へと、一段ギアをあげた決議がなされました。

しかし当局は、事業採択に向けたプロセスが現在どの段階にあるのか、いつ採択されるのかについて、全くわからないとしています。

また本市は国に対し、事業に伴う地元負担をできるだけ抑えるよう要望していますが、整備手法が決まっていないとして、現在の経済情勢を反映した全体事業費や、本市の負担について、シミュレーションすらしていません。

一方、この道路は自然災害により関門橋が通行止めになった際の代替路とされていますが、関門橋は8月の大雨で、10日の午後から翌朝まで通行止めとなりました。同様の気象状況となった場合、近接する位置に建設される「下関北九州道路」も、通行止めになることが十分に予想されます。

いずれにしても、必要性、採算性、安全性のどれをとっても妥当性を欠く本事業は中止すべきです。答弁を求めます。⑦

■次に、非核・平和都市宣言を踏まえた本市の取り組みについて尋ねます。

昨年4月、閣議決定で「特定利用空港」に選定された北九州空港では、昨年10月の米軍と自衛隊による日米共同統合演習、「キーンソード25」、続いて今年6月には航空自衛隊の戦闘機による「タッチアンドゴー」訓練など、相次いで軍事訓練が行われています。NHKは、北九州空港は自衛隊などが訓練などで円滑に使えるように政府が選定した「特定利用空港」で、今後も必要に応じて北九州空港で戦闘機を使った訓練を実施するとの築城基地のコメントを報道しています。

また、佐賀駐屯地に配備されたオスプレイが、住宅地に隣接する小倉駐屯地等の上空や、高度300m以下での低空飛行訓練を実施する可能性があるとしています。さらに、隣接する航空自衛隊築城基地、同芦屋基地と佐賀駐屯地との間で飛行慣熟訓練が実施されると報じられています。こうした動きが今後さらに激しくなることが懸念されます。一旦事故が起これば市民のいのちに関わるとともに、有事の際には攻撃対象とされる重大なリスクを生じさせるものです。

わが党は、非核・平和都市を宣言している本市として、市民のいのちと安全を守る立場から、国に対し北九州空港の軍事利用に反対すること等を求めてきました。

しかし当局は「国防や外交は国の専管事項」とあるとの言い分で、国に対しまともにものを言わない対応に終始しています。

しかし、本市のホームページは、「地方分権改革」に関し、第1次地方分権改革において、国と地方の関係が「上下・主従」から「対等・協力」の関係に変わり、地方分権の理念・基礎が形成されたとしています。地方自治体として、「住民の福祉の増進」をはかるため、むしろ積極的に国に必要な意見を述べ、提案するべきであります。

そうした立場から、国に対し北九州空港の「特定利用空港」選定の撤回を求めること、佐賀駐屯地に配備された陸上自衛隊のオスプレイが、本市の上空を飛行しないよう求めること。

以上について答弁を求めます。⑧

■次に、土壤汚染対策法の不備を補完する本市の対策について尋ねます。

小倉北区高見台の化学工場跡地において、大規模な商業施設建設に向けた調査で、基準値を大きく上回る水銀、ベンゼン等によって土壤が汚染されていることが明らかになりました。汚染物質による周辺住民の健康や生活環境への影響が懸念されるとして、議会には市に対策を求め陳情が提出されています。

土壤汚染対策法の規定では、形質変更時要届出区域においては、汚染された土壤の除去はしなくてもよいとなっています。しかし、その土壤が存在する限り周辺への影響が懸念されることになり、水銀により深刻な健康被害をもたらした水俣の教訓を生かすべきです。同時に、施設管理者には常時適正管理が求められるという大きな負担が課されることとなります。いずれの面からも、抜本的な対策が必要であります。

そこで、環境モデル都市として、住民の健康と生活環境を保全し、事業者の保全・管理上のリスクを低減するために、土壤汚染対策法の規定を補完する本市独自の対策が必要であります。答弁を求めます。⑨

■最後に、議案第 116 号北九州市文化財保護条例の一部改正について尋ねます。

本議案は、文化財保護法に基づく文化財保護審議会を設置するため、関係規定を改めるというものですが、条例案第 43 条では、設置する文化財保護審議会は「法第 190 条第 1 項の規定」によるとしています。

そこで、この「法」とは「文化財保護法」を指すのか。合わせて、その文化財保護法は第 190 条第 3 項で、教育委員会の諮問に依りて、「文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議する」としていますが、この審議会は教育委員会の諮問に依りて審議するだけでなく、自立的、自主的に重要事項を調査審議し、建議することができると解釈して差し支えないか、見解を尋ねます。⑩

以上で、第一質疑を終わります。

荒川徹議員の会派質疑 答弁と再質問

[自然災害防止対策と被害の復旧について]

■市長

まず私から、大項目 3 つ目の自然災害防止対策と被害の復旧についての支援についてお尋ねがございました。市の補償制度の創設や関係者間の調整など、横断的で踏み込んだ対応というお尋ねがございました。

この度の 8 月の大雨により被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。北九州市では、被災者の生活再建や地域の早期復旧を支援するため、すでに横断的な取り組みを進めているところでございます。

具体的には、各区役所の窓口において、罹災証明書の発行、浸水した家屋の消毒、災害

見舞金の支給、災害ごみの回収、市営住宅の一時入居、災害ボランティアの案内など、複数部局にわたる幅広いご相談に市として横断的に対応させていただいてるところであります。さらに、相談件数の増加が見込まれる場合には、区に総合相談窓口を開設し、被災者の皆様の各種相談にワンストップで対応するなど、必要に応じた柔軟な体制を整えることといたしております。

議員お尋ねの民有地における被害補償のトラブルや関係者間の調整といったいわゆる民事関係につきましては、市として個別に介入することは困難でございます。このため、被災者には、区役所で実施をしている弁護士による無料法律相談を紹介させていただいてるところであります。

また、市民等が所有している土地や家屋は個人の資産であることから、この復旧は民法上の大原則に基づき所有者が行うこととなります。

民有地における崖崩れについても同様に、原則として所有者が復旧することとなりますが、こうした所有者の方々から相談があれば、復旧に向けたアドバイスに加え、融資制度や工事業者を紹介するなどの支援を行っております。

しかしながら、近年の大雨による被害規模の拡大に伴い、所有者個人の資力では対応できずに復旧が長期化することや、これに伴う二次被害が懸念されるケースも散見されているところであります。

このため、北九州市といたしましては、平成30年度の豪雨災害をきっかけに、それ以降、国に対し、民有地の崖崩れについて、1つは行政の一定の関与による早期の防災措置が図れる制度、2つ目には所有者が行う応急復旧対策への補助制度の創設を提案してきたところであります。

こうした民有地の崖崩れの復旧は、北九州市に限らず、全国の自治体が直面する共通課題であります。したがって、今後は、議会をはじめ他の自治体とも連携を強化し、国への働きかけを一層強めていきたいと考えております。

今後とも、被災された市民の皆様の声に耳を傾けながら、関係機関とも情報共有を図り、全庁的にスピード感を持って対応してまいりたいと考えております。

[地球温暖化防止の取り組みと環境行政について]

そして次に、大項目5つ目ですね、地球温暖化防止の取り組みと環境行政について、産業部門をはじめとした温室効果ガス排出削減のための昨年度の取り組み及び削減効果についてのお尋ねがございました。

近年、気候変動による異常気象等が世界各地で頻発化しておりまして、地球温暖化の要因となる温室効果ガスを減少させる取り組みは極めて重要と認識をしております。

北九州市の温室効果ガスの排出削減には、排出量全体の約6割を占める産業部門の対策

が重要でございまして、これまで既存産業の脱炭素化を後押しするため、中小企業への省エネ設備等の導入補助による省エネの促進、そして、太陽光パネルや空調設備等を第三者所有方式によって導入する再エネ 100 パーセント北九州モデルの推進などに取り組んでまいりました。

さらに、昨年度は北九州市の強みであるグリーン産業の発展に重点的に取り組む北九州グリーンインパクトを掲げまして、その関連事業として、洋上風力の推進などによる再エネのさらなる導入の加速、ひびき灘臨海部を中心とした水素供給利活用拠点化の推進、蓄電池などの新たなリサイクルビジネスの創出などに取り組んだところでございます。

これらのグリーン産業拠点化への施策は、将来的な温室効果ガスの削減に向けた取り組みであり、現時点で削減効果を定量的に評価することは困難でございます。

一方で、企業のエネルギー消費量等を見ると、生産活動が活発化する中でも、省エネ活動や製造工程のエネルギー効率化などの取り組みによりまして、減少傾向が見られます。

その結果、産業部門の温室効果ガス排出量は減少し、北九州市域の 2022 年度の温室効果ガス排出量は、基準年の 2013 年度と比べ約 28 パーセント減となっているところでございます。このまま削減が進めば、目標に掲げる 2030 年度の 47 パーセント減は達成できる見込みとなっております。

今後も、北九州グリーンインパクトによりまして、温室効果ガスの排出削減を着実に推進するとともに、官民連携、地域協働をこれからも進化をさせ、持続可能なまちへの歩みを続けてまいります。私から以上です。残りは担当局長等からお答えをいたします。

[新ビジョンに掲げる主要な成果指標について]

■政策局長

それでは、私から、2024 年度決算についてということで、新ビジョンに掲げる主要な成果指標についてのお尋ねがございましたので、お答え申し上げます。

令和 6 年 3 月に策定しました北九州市新ビジョンでは、目指す都市像を、つながりと情熱と技術で 1 歩先の価値観を体現するグローバル挑戦都市北九州市として、北九州市がこれまで育んできた都市の特性、DNA を生かし、日本や世界に先駆けてさまざまな社会課題に挑戦し、克服した先にある新たな社会のありようを示していく決意を示しました。

この目指す都市像の実現に向けては、まず、都市の経済力を高める稼げるまちの実現によって生まれる成長の果実を、多様な消費ニーズに応え、生活に潤いを与える彩りあるまちの実現や全ての市民の安全安心な暮らしを支える安らぐまちの実現につなげていくことで、さらに国内外から人が集まる成長と幸福の好循環を作っていくこととしております。

また、新ビジョンに基づく取り組みの進捗を把握するために、市内総生産額や将来推計人口、それから人口の社会動態など、都市の総合力を図る 19 の主要な成果指標を掲げてい

るところでございます。

なお、新ビジョンは、重点的に取り組むべき主要な政策を体系的にまとめたものであるため、個別の施策や事業につきましては、各分野別計画などで具体化し、実施していくこととしております。

市民の暮らしぶりに関する指標としては、新ビジョンでは市民雇用者一人当たりの市民雇用者報酬を掲げておりますが、出典となる統計調査の仕組み上、公表時の数字は3年前のものとなるため、令和6年度の数字についてはまだ把握できておりません。

一方、地元中小零細業者の営業に係る項目につきましては、個別の施策に関するものとなるため、都市の総合力を図る新ビジョンの主要な成果指標には位置づけていないところでございます。

しかしながら、市民の暮らしや地元中小企業の経営におきましては、実質賃金の伸び悩みや物価高騰、人手不足など様々な課題があることは承知しておりまして、必要な支援や対策につきましては、全庁的にしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

なお、令和6年度の新ビジョンに基づく取り組みの進捗につきましては、各局の取り組み状況をもとに現在評価、分析を行っているところございまして、来月10月開催予定の有識者による北九州市新ビジョン推進会議の際にその結果をお示しできるものと考えております。

いずれにいたしましても、市民の暮らしや地元企業等に対する支援も含めまして、今後、稼げるまちの実現を起点とする3つの重点戦略に着実かつ総合的に取り組むことで、新ビジョンで掲げた目指す都市像を実現してまいりたいと思います。

わたくしからは以上でございます。

[物価高騰への本市の対策について]

■財政変革局長

私からは、物価高騰への本市の対策についてのうち、消費税を減税すること及びインボイスを廃止することを国に求めるべきである、改めて見解をとの質問にご答弁させていただきます。

消費税は、高齢化への対応や子育て環境のさらなる充実など、社会保障制度を通じて国民の生活を維持するための大変重要な財源であり、その税率については、国におきまして十分な議論が行われた上で10パーセントと設定されているものと認識しております。

消費税の減税に関する議論が国民の皆様の大きな関心事となっていることは承知をいたしておりますが、社会保障財源の確保という制度の根幹に関わることでございまして、北九州市として消費税の減税を国に求めることは考えておりません。

次に、インボイス制度は、売り手が買い手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるために導入されたものであり、複数税率のもとで適正な課税を行うために有効なものと考えております。

また、国におきましては、制度の円滑な導入と定着を図る観点から、小規模事業者に対しまして経過的な激変緩和措置等を設けており、今後も、関係省庁と連携して課題等を把握し、きめ細かく対応していくとのごとでございます。

現在、インボイス制度に関する相談につきましては、国税庁が設置するコールセンターを通じまして市内の4つの税務署が対応いたしておりますが、北九州市におきましても、令和5年12月から特別相談窓口を設置しており、市内の中小企業者の方や個人事業主の方から、令和5年度は5件、令和6年度は1件の相談がございました。

これらの取組を通じまして、インボイス制度は一定の定着が進んでいるものと考えており、北九州市といたしましては、国に対しインボイス制度の廃止を要請する予定はございません。私からは以上でございます。

■上下水道局長

はい。私からは、物価高騰への本市の対策についてのうち、下水道料金の一定期間の免除につきましてお答えいたします。

上下水道事業は、地方公益企業法に基づく受益者負担の原則のもとに、独立採算で事業を運営しております。

したがって、原則として、お客様からいただく料金収入によって、上下水道施設の維持管理や老朽化した施設の更新などにかかる支出を賄っております。

北九州市の上下水道事業は、事業収入の長期的な減少傾向に加え、資材価格や電気代の高騰といった費用の増加により収支が悪化しております。そのうち下水道事業会計では、令和6年度決算の収益的収支が赤字となるなど、厳しい経営環境に直面しております。

一方で、北九州市の上下水道施設は、高度経済成長期に集中的に整備されたものが多く、老朽化対策が喫緊の課題となっており、また、能登半島地震や埼玉県八潮市の事故などから、施設の強靱化がより一層求められております。

こうしたことから、上下水道事業の健全な経営を確保し、安全、安心な水環境を次世代へつなぐための取り組みが重要であり、現下の上下水道事業の状況を踏まえますと、物価高騰対策として下水道使用量の減便は考えておりません。

また、議員御提案の、一般会計からの繰入れによる下水道使用量の一定期間の減免につきましては、大阪市のように、一般財源約75億円を含む総額約82億円の一般会計からの繰り入れにより、水道料金の基本料金及び下水道使用料の基本額の減免を実施する事例があることは承知しておりますが、上下水道局としましては、下水道事業の健全経営を考え

ますと、一般財源の活用の有無にかかわらず、下水道使用料の減免は考えておりません
わたくしからは以上です。

■環境局長

私からは、物価高騰への対策と土壌汚染対策法の2つの質問について、順次ご答弁申し上げます。まず、物価高騰対策としての指定ゴミ袋の無料化についてでございます。

北九州市では、市民のごみ処理のコスト意識を醸成し、ごみの発生抑制や分別排出などを促進するため、平成10年7月に家庭ごみの有料指定袋制度を導入し、平成18年7月には、料金改定と合わせまして、資源化物にも有料指定ゴミ袋制度を導入いたしました。

これらの取り組みによりまして、市民1人1日当たり家庭ごみ量は、平成10年の制度導入時は6パーセント減少、平成18年の料金改定時は23パーセント減少するなど、有料指定袋制度にはゴミの減量効果があると考えております。

同時に、家庭からのゴミを減らす施策といたしまして、平成18年度から廃食用油、平成25年度からは小型家電の拠点回収、平成21年からの生ごみリサイクル講座の開催、令和5年には製品、プラスチックの一括回収などを推進いたしました結果、令和6年度の市民1人1日当たりの家庭ごみ量は、制度導入前の平成9年と比較して44パーセントの減少と成果を出しているところでございます。このように、有料指定袋制度とリサイクルの推進は、本市のゴミ処理施策の両輪として、市民の皆様のごみ処理にかかるコスト意識の醸成とごみの発生抑制や分別排出のご協力につながっているものと考えてございます。

また、指定袋の料金として市民の皆様にご負担いただいた17億円は、近年130億円を超えて増加傾向にございますごみ処理経費の財源の一部として活用させていただいております。

物価高騰対策として指定ゴミ袋を無料化すべきではないかのご提案をいただきましたが、適正な負担のもとで本市ごみ処理行政の持続可能性を維持していくことも重要な課題と考えております。

北九州市のごみ処理事業は、現行の枠組みで着実に成果を上げてある段階であり、指定ゴミ袋の手数料を無料化する考えはございません。

ゴミの排出を減らすことは、コスト負担を減らす取り組みでもございます。

今後も、市民や事業者の皆様との協働のもと、歩みを緩めることなく、ゴミの減量、リサイクルを推進してまいります。

[土壌汚染対策法を補完する本市の取り組みについて]

次に、土壌汚染対策法を補完する本市の取り組みについてでございます。土壌汚染対策法は、国民の健康保護を目的に、土壌汚染状況の把握及び健康被害の防止に係る措置を定

めており、市は、事業者から届け出される土壌汚染の状況や対策措置に関する情報を管理するとともに、告示等により公開することとしています。

土壌汚染が指定基準を超過した区域は、周辺に飲用地下水があるなど健康被害の恐れの有無に応じて汚染の除去等の措置が求められる要措置区域、または工事内容の事前届け出により土地の改変履歴を管理し、汚染土壌の拡散防止を図る形質変更時要届出区域に指定されます。また、汚染土壌の措置として、除去や封じ込めなどリスクに応じた対策が規定されております。

議員ご指摘の小倉北区高見台の化学工場跡地は、下流方向に飲用地下水がなく、健康被害の恐れがないことから、形質変更時要届出区域に指定いたしました。

同時に、事業者との協議、指導を重ねまして、事業者は、法で定められた取り組みに加えまして、汚染拡散防止のため、自主的に遮水壁を設置しております。

また、議会常任委員会の陳情審査でのご意見も事業者に提示いたしまして、周辺住民の不安を払拭するため、住民説明会や汚染土壌対策に関する情報公開などにも取り組んでおります。

土壌汚染対策では、土壌汚染のリスクを適切に評価、管理しながら、事業者の開発行為を監視し、事業者へのきめ細かいヒアリングや指導により、必要かつ効果的な対策を講じる必要が、重要であると認識しております。

こうしたことから、北九州市としては、関係法令の規定に基づき、市民の健康と生活環境の保全を図っていきたいと考えており、今後とも監視や指導を適切に行ってまいります。私からの答弁は以上でございます。

[市内医療機関への支援について]

■保健福祉局長

はい。次に、私からは、市内医療機関への支援に関して、市内医療機関の現状についての市の認識と支援策についてのお尋ねにご答弁申し上げます。

市民が安心して必要な医療サービスを受けることができるよう、良質かつ適切な医療を提供する地域医療体制の維持は重要であると認識をしております。

一方で、近年、医療機関の経営は全国的に厳しい状況であり、日本病院会などの発表によると、令和6年度は、開院病院のうち医療収支の赤字が発生している病院は約7割であったことに加え、先月には全国自治体病院協議会も、開院病院の約9割で経常収支が赤字に陥っていると発表しております。

医療機関は公定価格である診療報酬等で経営しているため、昨今の物価高騰や人件費上昇などの影響を独自に価格転嫁できず、経営基盤を安定化させることが難しい状況にあるとの声が各方面から上がっております。

また、市立病院につきましても、入院や外来の医療収益は増加しているものの、物価高騰などの影響により2年連続で経常収支が赤字となっており、依然経営は厳しい状況でございます。

北九州市としましては、感染症や小児救急など政策医療を担う市立病院も含め、市民の命と健康を守る医療機関の経営の安定化は重要であると認識をしております。

そのため、現在、指定都市市長会や大都市衛生主管局長会議などを通じて、物価高騰や人件費上昇に見合った適切な診療報酬の改定等について国に対して要望を行っているところでございます。

また、令和4年度から、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などを活用し、福岡県と連携して支援金の給付を行っておりまして、令和7年度も引き続き実施をしております。

今後も、経済情勢や国の動きを注視しつつ、様々な機会を通じた国への要望など医療機関への支援を行いながら、地域医療体制を維持し、市民への医療サービスを安定的に提供できるよう努めてまいりたいと考えております。私からは以上です。

[下関北九州道路について]

■都市戦略局長

私からは、下関北九州道路は必要性、採算性、安全性のどれをとっても妥当性を欠き、事業は中止すべきとのご質問にお答えいたします。

下関北九州道路は、北九州市と下関の都心部を結び、循環型ネットワークの形成により、暮らし、産業、物流、観光など将来に向けた地域の一体的発展に寄与するとともに、災害時の代替路としての機能、役割を担い得る重要な道路でございます。

これまで、国と関係自治体が連携して早期事業化に向けた調査検討を行っており、令和2年度には国が実施した計画段階評価で概略ルートや構造形式、概算事業費などが取りまとめられました。

令和3年度からは都市計画手続きに向けた概略設計や環境影響評価を進め、令和6年度にはルート素案が完成し、都市計画決定手続きに着手しております。現在、令和7年度中の都市計画決定に向けて手続きを進めているところでございます。

議員ご指摘の、必要性、採算性、安全性のどれをとっても妥当性を欠くという点につきましては、まず必要性について、本州と九州の広域的な人流、物流を支える大動脈としての役割を担い、災害時の代替機能を確保するなど、社会経済全般において大きな効果が期待されること。

次に、採算性について、現在、国において、有料道路事業や一般道路事業、PFI事業といった複数の中から最適な事業手法の検討がなされていること。

次に、安全性について、今後、事業主体によって強度や耐震性、耐久性については専門的な知見や様々な調査を踏まえ検討がなされること。こうしたことから、本事業は一概に妥当性を欠くものとは考えておりません。

下関北九州道路は、経済的に見ても北九州市の産業基盤を強化する重要な事業であり、投資により経済発展を促し、税収増につなげ、市の財政にもプラスに影響を与えるといった好循環を作れるよう、着実に事業推進に取り組んでまいります。

私からの答弁は以上です。

[非核平和都市宣言を踏まえた本市の取り組みについて]

■危機管理監

私からは、非核平和都市宣言を踏まえた本市の取り組みにつきまして、国に対し、北九州空港の特定利用空港選定の撤回を求めること、また、佐賀空港に配備された陸上自衛隊のオスプレイが本市の上空を飛行しないよう求めることについて御答弁をいたします。

地方自治法におきまして、国は、地方公共団体の役割を達成するため、国際社会における国家としての存立に関わる事務の実施など、国が本来果たすべき役割を重点的に担うことを基本とすると定められております。

この国際社会における国家としての存立に関わる事務の具体例といたしましては、外交、国防等が考えられており、国の専管事項の根拠であると認識しております。

議員お尋ねの特定利用空港につきまして、内閣官房のホームページで示された見解では、必要に応じて自衛隊等が既存の空港を円滑に利用できるよう、国がインフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設けるものである。また、これまでも自衛隊が民間の空港を利用しており、特定利用空港の枠組みが設けられた後も大きな変化はない。また、自衛隊等の航空機が優先利用するものではなく、これまでどおり民生利用を主とするところとされているところであります。

このようなことから、北九州市といたしましては、北九州空港のインフラ管理者である国におきまして適切な運用がなされるものと考えており、現時点で撤回を求めることは考えておりません。

また、芦屋基地等における自衛隊の活動は国防に関することであり、国の専管事項であると認識しているため、国において適切な判断がなされるものと考えております。

このため、現時点でオスプレイが北九州市の上空を飛行しないよう国に対して求めることは考えておりません。

いずれにしましても、北九州市といたしましては、今後とも、市民の安全、安心を守る立場から、必要に応じて情報収集、対応に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

[北九州市文化財保護条例の改正について]

■都市ブランド創造局長

最後に私の方から、北九州市文化財保護条例の改正について、条例第3条の法とは文化財保護法を指すのか、また、条例改正により文化財保護法第190条第3項の通り建議できるのかとの質問にお答えをいたします。

北九州市では、今年4月に新たな市の文化振興計画をスタートさせたことから、文化振興の一分野である文化財について、その保存、活用を図るための地域計画の策定に取り掛かることといたしました。

地域計画の策定につきましては、文化財保護法に基づく文化財保護審議会の意見を聞く必要があることから、このたび北九州市文化財保護条例の改正を行うものでございます。

議員お尋ねの条例第43条の法とは、御指摘の通り、文化財保護法のことでございます。

これは、同条例第1条に文化財保護法を法というように定めておりますため、第43条では法律名を省略しているものでございます。

また、今回の条例改正により、本市の文化財保護審議会は文化財保護法に基づく審議会となり、同法第190条の定めがそのまま適用されることから、これまでの教育委員会からの諮問に対する答申に加え、新たに建議ができることとなります。

なお、議員お尋ねの自立的、自主的に重要事項を調査審議し、建議することができるかにつきましては、同法第190条第3項は、文化財の保存等に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議すること並びに建議することを定めるものでございまして、自立的、自主的に重要事項を調査審議できることまで含まれるものではないと理解をしております。

いずれにいたしましても、今後着手する地域計画につきましては、北九州市の歴史や文化の特性を踏まえた計画となるよう取り組むとともに、計画策定にあたって、今後立ち上げる協議会や文化財保護審議会、市民の皆様など、様々な御意見をお聞きしながら策定作業を着実に進めてまいりたいと考えております。答弁は全部で以上でございます。

【第二質疑】

[化学工場跡地での開発行為に関して]

○荒川議員

はい。それでは、残った時間、再質問させていただきます。

まず、小倉北区高見台の化学工場跡地での開発行為に関してですが、この安全性を確認するために、水銀、ベンゼン等のモニタリングデータについて近隣住民に開示することはできないのか、答弁を求めます。

■環境局長

今、事業者の方から、工事現場事務所の方で遮水壁に関する情報でありますとか、その遮水壁の効果を示すための水質のモニタリングの調査をしております。

で、そちらの測定値などについては事業者の方で、グラフ等に示してですね、開示するというような形になっておりますので、事業者の方から説明がっております。

市が審査の段階で色々と事業者の方と協議いたします。

そういった情報を市が公表するというのは考えておりませんが、事業者の方が住民への説明の中でやっていくものというふうに考えてございます。

○荒川議員

はい。市はできないけども、業者の方が自主的に開示するという方向で今準備してるっていうことでいいんですかね。

そういう理解をしていいでしょうか。

■環境局長

遮水壁の効果を現地事務所とかで公表すると説明しておりますので。

[文化財保護条例の一部改正について]

○荒川議員

それでは次に、文化財保護条例の一部改正について尋ねます。

先ほどの答弁では、自主的、自立的に調査審議して建議することはできないという答弁でしたよね。

それは、法第190条の3項をもってこの設置がされるということからですか。

■都市ブランド創造局長

私が先ほど申し上げましたのは、自立的に、自主的にということの意味でございますけれども、自立的ということは、他に依存しない状態ということでございます。で、また

自主的にということは、他から指図や干渉を受けずに行動するという意味でございます。審議会の方、文化財保護審議会も含めまして、審議会と言いますのは行政の附属機関でございますので、その位置づけであると考えております。

また、文化財保護法の中でも、自立的、自主的とは書かれていないということを申し上げます。

ただ、基本審議会というのは、諮問に応じて答申をいただくということになっておりますけれども、これに加えて、文化財保護審議会については、文化財保護法で自発的に意見

を述べる、申し述べる建議ができるということになっております。以上でございます。

○荒川議員

分かりました。それで、文化財保護審議委員ですが、今回の文化財保存活用地域計画を作成するにあたってこの審議会を設置するということになる。

であれば、その計画がしっかり地域に根ざしたものとなるように、委員については地域の文化財保存に取り組んでいる団体の推薦を受けるとか、あるいは意見を聞いて選考するといった工夫をすることはできないでしょうか。

■都市ブランド創造局長

はい。北九州市の文化財保護審議会でございますので、基本的には市の文化財指定に関する諮問への答申をしていただくということが基本となります。

ですので、やはり北九州市に何らか既に関与している、その分野について専門知識があるといった方の中からお願いをするということを考えております。

で、文化財と言いましても非常に分野広うございますので、民族ですとか考古物とかですとか、歴史とか建築ですとか地域活性とかですね、様々な分野の中で適材な方をお願いをしていくと考えております。以上でございます。

[本市独自の物価高騰対策について]

○荒川議員

議論をしていきたいと思いますが、次に、本市独自の物価高騰対策について尋ねます。先ほど上下水道局長が下水道料金の一定期間の免除はしないというふうにおっしゃいました。

私はあえて一般財源からの繰り入れでというふうに言ったわけですけど、財政変革局長の方はこの件についてはどのようにお考えでしょうか。

■財政変革局長

物価高騰対策につきましては、従前から申し上げておりますが、基本的には国と地方がしっかり役割分担のもとに措置をしていくと。

私ども地方においては、国から交付される重点支援地方交付金を中心に活用して、その範囲内で措置をしていきたいというのが基本ということでございます。

○荒川議員

先ほど上下水道局長もあえて大阪市の例を挙げられました。

大阪市では、一般財源から約 80 億の事業費を投入して、上水道の料金、基本料金、それから下水道の基本料金、これを免除すると。

平均的な家庭の使用量として月額 1540 円掛ける 3 ヶ月で 4620 円が減額されるとホームページで紹介しております。

大阪市のような事業費を投入することは難しいかもしれませんが、当局は、もう最近です、膨張圧力ということを強調されるわけですけども、さっき第一質疑で指摘したように、個人市民税の定額減税での減収については減収補填があったわけでしょ、地方特例交付金という。

一方です、膨張圧力に苛まれているのはね、市民なんです、中小業者なんです。こういう年金生活者をはじめとする市民や中小零細業者には、物価が上がったからといってそれをカバーする補填措置なんてないんですよ。だから、広い分野に及ぶ物価高騰対策が必要じゃないかということを繰り返し言ってるわけです。

例えば本市で口径 13 ミリから 25 ミリまでの契約、これ全体の 99.9 パーセントです。この分野に、いわゆる大口を除いて。この部分に免除をすることによって、ほぼ 100 パーセントの市民に恩恵が及ぶことになるんですよ。

だから、繰り返し言ってるんですよ。これ以上時間もありませんので、私は、やはり、この今の非常に物価高で市民が苦しんでいる、猛暑の中でも、電気代が気になってエアコンつけないちゅう人がいっぱいいるじゃないですか。

そういう人に対してね。ほんとに寄り添う姿勢を示すべきだというふうに言っているわけで、ここは引き続き強く求めていきたいというふうに思います。

〔国の専管事項ということについて〕

それから、危機管理監にお尋ねしますが、いわゆる国の専管事項ということを繰り返しおっしゃって、やっぱり必要なことはちゃんとやらないといけないんじゃないですかね。

例えば、北九州市は経済、北九州市の経済は中国と非常に深い関係があります。台湾有事、台湾有事と言われるわけですよ。安全保障環境が非常に厳しくなると言われるけども、北九州市は経済の面では中国と非常に深い関係があります。

外部コンテナ貨物輸出輸入とも中国第 1 位。外国貿易、貨物輸出入とも中国第 2 位。また、定期コンテナ航路月間便数も今年 1 月 1 日現在第 1 位ですよ。

こういう中国とは非常に深い経済的にも関係がある中で台湾有事ということで、今、国がですね、やっぱり軍備拡大をずっとやってるわけでしょ。で、それに対してね、北九州市が何も国の専管事項だからものが言えませんかというような態度は、私はよろしくない、間違ってると思います。

やっぱり北九州市の立場でしっかりものを言うっていうことが大事じゃないですかね。

このことをももう一度お答えいただきたいと思います。

■危機管理監

繰り返しになりますが、やはりこうした自衛隊の活動等につきましては、国防に関する
ことというふうに認識しております。

ですので、国の専管事項であり、やはり国が主体的において判断するものというふうに
考えております。以上でございます。

○荒川議員

地方自治法の規定に基づいて引き続き議論していきたいと思います。